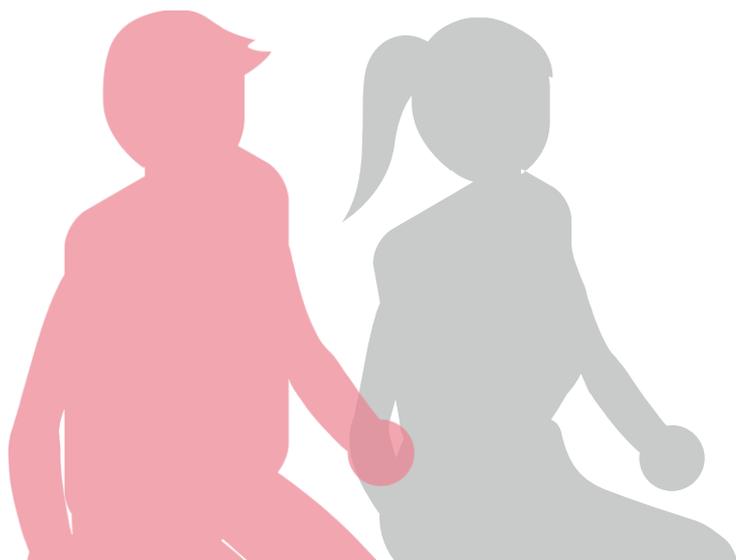
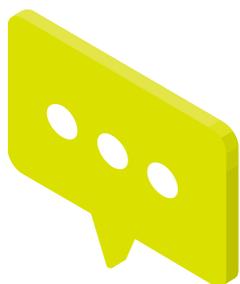
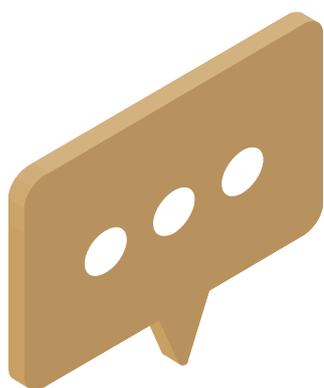
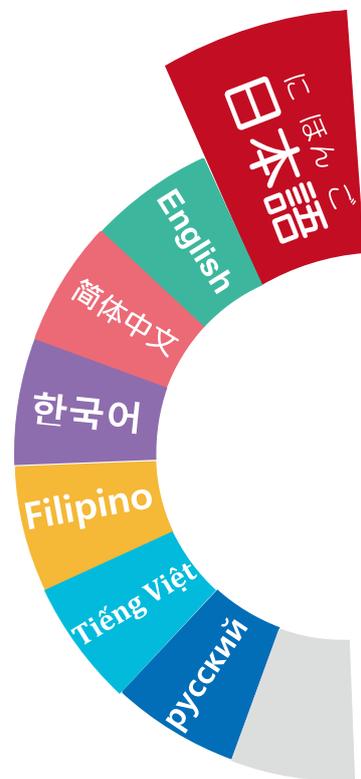


がいこくじん

外国人

そうだん

Q & A



にほん せいかつ
日本で生活している

がいこくじん そうだん
外国人からの相談を

いっさつ しゅう
一冊にまとめた Q&A集

 公益財団法人
秋田県国際交流協会
Akita International Association

秋田に住む外国人のみなさんからの相談を、1冊にまとめました

秋田県には約4,000人の外国人が暮らしています。自分の国と日本では、言葉や文化、生活のしかたが違うため、「こんなとき、どうすればいいの?」と、わからないことがたくさんあるのではないのでしょうか。

秋田県国際交流協会（A I A）では、そんなみなさんからの相談を受け付けています。このQ&Aは、今までA I Aに入った相談を参考にして作りました。

このQ&Aを読んでもわからなかったことや、気になることがあれば、A I Aに電話やメールをしてください。

Q.19 秋田で仕事を探しています。どうやって探せばよいですか？

A.19 「ハローワーク（公共職業安定所）」で、仕事の相談をすることができます。相談は無料です。仕事を探す前に、あなたの在留資格で仕事ができるのか、在留資格と在留期間を確認してください。

📍ハローワークの電話番号は21ページ



仕事についての相談ができます

仕事を探すこともできます

「Q」は外国人の方からの質問、
「A」はそれについての答えです

🔍 もっと詳しく知りたい方へ

《外国人が日本で仕事をするには》

外国人が日本で仕事をするには、就労許可されている在留資格でなければなりません。

これに違反した場合は不法就労となり処罰の対象となります。

例えば、「留学」「家族滞在」などの在留資格の人は就労が認められていませんが、出入国在留管理庁で『資格外活動許可』を得ると、一定時間のアルバイトができます。就労が認められている在留資格の人であっても、その範囲外の仕事をするとき（例：在留資格「技能」の人が通訳をして報酬を得る場合など）にも『資格外活動許可』が必要です。



もっと詳しく知りたい方へ

には、Qに関係がある内容の、もっと詳しい情報が書かれています。書いてある内容について、もっと知りたいときは、A I Aに電話してください。

もくじ

Q.1	在留資格とはなんですか？	1
Q.2	日本に到着したときに「在留カード」をもらいました。このカードはどんなときに使うのでしょうか？	1
Q.3	在留資格を変えたり、日本に滞在できる期間を長くしたいときは、どうすればいいですか？	2
Q.4	日本人の夫が亡くなりました。私はこのまま日本で暮らすことができますか？	2
Q.5	日本にずっと住むためには、どのような手続きをすればよいのでしょうか？	2
Q.6	私の国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼んで一緒に暮らしたいのですが、どうしたらいいですか？	3
	在留資格に関する問い合わせ窓口	4
	《査証（ビザ）と在留資格の違い》	5
	《在留資格「日本人の配偶者等」と「永住者」の違い》	5
	《子どもの呼び寄せと教育に関して》	5
Q.7	私の国にいる家族と友人が日本に観光に来たいと言っています。どんな手続きが必要ですか？	6
Q.8	私のパスポートを更新することは日本でもできますか？	6
	大使館・領事館の連絡先	7
Q.9	パスポートをなくしてしまいました。どこに知らせたらいいですか？	8
	《パスポートの証印転記》	8
Q.10	国際結婚の手続きを教えてください。	9
	《外国人と日本人との結婚》	9
	《外国人同士の結婚》	9
Q.11	妊娠しました。日本で出産するには、どのような準備や手続きが必要ですか？	9
	妊娠から出産までの やることリスト	10

- Q.12 生まれたばかりの赤ちゃんがいます。予防接種をたくさん打たないといけないと聞きましたが、いつ、何の病気のための予防接種を打つのか、よくわかりません。 12
- Q.13 2歳の子供がいます。私は仕事をしていないので、日中は自分と子供だけで、ほとんど家の中で過ごしています。ストレスがたまり、体調もよくありません。 13
- Q.14 仕事を始めたいのですが、私が仕事している間、小さな子どもを預けられる場所がありますか？ 14
- Q.15 離婚するときはどんな手続きが必要ですか？ 15
- Q.16 日本人の夫が離婚届を役所に出すと言っています。私は離婚したくありません。どうしたらいいですか？ 16
- 《国際離婚》 16
- 《日本での離婚の方法について》 16
- 《婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格》 17
- 《再婚するとき》 17
- Q.17 日本人の夫と離婚することになりましたが、子どもはこれからも私が育てたいです。離婚したら子どもはどうなりますか？ 18
- Q.18 私は夫から殴られたり、蹴られたりしています。日本語もうまく話せないし、相談できる人もまわりにいないので、どうしたらいいのかわかりません。 19
- 《配偶者・恋人からの暴力》 20
- Q.19 秋田で仕事を探しています。どうやって探せばよいですか？ 20
- 《外国人が日本で仕事をするには》 20
- ハローワークの連絡先一覧 21
- Q.20 私がもらっている時給は、秋田県の最低賃金よりも少ないと知りました。外国人だから少ないのでしょうか？ 22
- 《労働に関する法律》 23
- 《仕事を辞めたら・・・》 24
- 《労働基準監督署》 25
- Q.21 病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。 26

Q.22	日本の公的医療保険制度について教えてください。.....	27
	《日本の公的医療保険制度》.....	27
Q.23	国民健康保険料の督促状（保険料を早く支払ってくださいという手紙）が届きました。このまま支払わないでいるとどうなるのでしょうか？.....	28
Q.24	市役所でもらった書類を自分の国の大使館（領事館）に出します。その書類には日本の外務省からの「公印確認」が必要だと言われました。.....	28
Q.25	母国から呼び寄せた子どもを日本の小学校や中学校に入れることはできますか？.....	29
	《日本語教育が必要な外国人児童・生徒への支援について》.....	30
	《子どもの日本語について》.....	30
	秋田県内の教育委員会一覧.....	31
Q.26	自分の国の運転免許があれば日本で車を運転できますか？.....	32
	《外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》.....	32
	《日本で免許を取る際の外国語教本について》.....	33
Q.27	交通事故にあったら、まずはじめに何をしたらいいのでしょうか？.....	33
	《交通事故証明書と交通事故相談について》.....	33
Q.28	日本で生活するためにもっといろいろなことが知りたいのですが、日本語を読むのはむずかしいです。自分の国の言葉で日本の生活について、知ることはできますか？.....	35
Q.29	通訳や翻訳してくれる人を探しています。どこで紹介してもらえますか？.....	36
Q.30	マイナンバーをもらいました。これはどんな時に使うのですか？.....	36
	市役所（役場）のできるいろいろな手続き.....	38
	生活情報誌『えいあいえい!!!』.....	39
	日本語を勉強できる場所.....	40
	夜や土日に行くことができる病院.....	42
	A I Aの地域外国人相談員を紹介します.....	44
	いろいろな相談窓口一覧.....	45
	さくいん（キーワードから探す）.....	46

Q.1 在留資格とはなんですか？

A.1 在留資格とは、あなたが日本で暮らすために必要な資格のことです。在留資格の種類によって、どのくらいの期間日本に滞在することができるか、仕事をするすることができるかなどの条件が違います。90日以内の観光や、日本にいる家族に会いに来る場合は、「短期滞在」の在留資格をもらいます。

Q.2 日本に到着したときに「在留カード」をもらいました。このカードはどんなときに使うのでしょうか？

A.2 在留カードには、あなたの在留資格の種類や、在留資格の期限、仕事ができるかどうか書かれています。あなたが日本に滞在している資格があることを証明する、とても大切なカードです。いつも持っていてください。

在留カードのおもて	在留カードのうら
 <p>日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD 氏名 TURNER ELIZABETH 生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国 住所 東京都千代田区麹町1丁目1番1号麹町パークビル202号 在留資格 留学 在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日) 許可の種別 在留期間更新許可(東京入国管理局長) MOJ 許可年月日 2014年06月16日 有効年月日 2014年06月16日 このカードは 2018年10月20日まで有効です。 法務大臣</p>	 <p>住居地記載欄 届出年月日 2014年12月1日 住居地 東京都港区港南5丁目5番30号 記載者印 東京都港区長 関係行政機関等 許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く 在留資格変更許可申請中</p>

>2022.03.01「出入国在留管理庁ホームページ」より

Q.3 在留資格を変えたり、日本に滞在できる期間を長くしたいときは、
どうすればいいですか？

A.3 あなたの在留資格や生活状況によって必要な手続きが違います。出入国在留
管理庁やインフォメーションセンターに問い合わせましょう。

 電話番号は4ページ

Q.4 日本人の夫が亡くなりました。私はこのまま日本で暮らすことが
できますか？

A.4 あなたが「日本人の配偶者等」の在留資格を持っている場合、今の在留期限が
切れるとあなたの在留資格もなくなってしまいます。日本に住み続けたいとき
は、どのような手続きをしなければならないのか、出入国在留管理庁に問い
合わせましょう。 電話番号は4ページ

※外国人が日本人の夫や妻と離婚した場合も同じです。

※夫や妻が亡くなった日や、離婚した日から14日以内に入国在留管理庁
に問い合わせし、手続きしてください。

Q.5 日本にずっと住むためには、どのような手続きをすればよいの
でしょうか？

A.5 「永住許可」があれば、在留資格や、在留期間を変えなくても、ずっと日本に
住むことができます。出入国在留管理庁で「永住許可申請」について、く
わしいことを聞きましょう。 電話番号は4ページ

Q.6 わたし くに じぶん こ じっし にほん よ いっしょ く
私の国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼んで一緒に暮らしたい
のですが、どうしたらいいですか？

A.6 こ さしやう ざいりゆうしかく ひつよう しゆつにゆう
子どもの『査証（ビザ）』と『在留資格』が必要です。くわしいことは出入
こくざいりゆうかん りちやう かくにん
国在留管理庁や、インフォメーションセンターに確認しましょう。

でん わばんごう
☞電話番号は4ページ

こ ねんれい がっこう にゆうがく かんが ひつよう
子どもの年齢によっては学校に入学させることも考える必要があります。

Q.25 (☞29ページ) かくにん
も確認してください。

ざいりゆう し かく かん と あ まどぐち 在留資格に関する問い合わせ窓口

- せんだいしゅつにゅうこくざいりゆうかん り きよくあき た しゅつちようじょ に ほんご そうだん
仙台出入国在留管理局秋田出張所（日本語での相談です）

TEL : 018-895-5221

でんわ ようび じかん
電話できる曜日と時間 : 9 : 00-12 : 00、13 : 00-16 : 00 (平日のみ)

- がいこくじんそうごうそうだん し えん がいこくご そうだん
外国人総合相談支援センター（外国語で相談できます）

TEL : 03-3202-5535 / 03-5155-4039

でんわ ようび じかん
電話できる曜日と時間 : 9 : 00-16 : 00 (平日のみ)

※まいつきだい だい すいようび やす
※毎月第2・第4水曜日はお休みです

はな がいこくご でんわ ようび
話すことができる外国語と、電話できる曜日

	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
ちゅうごくご 中国語	○	○	○	○	○
えいご 英語	○	○	○	○	○
スペインご スペイン語	○	○	○		
ポルトガルご ポルトガル語	○	○	○		
インドネシアご インドネシア語		○			
ベトナムご ベトナム語	○		○		
タガログ語					○

- がいこくじんざいりゆうそうごう がいこくご そうだん
外国人在留総合インフォメーションセンター（外国語で相談できます）

TEL : 0570-013904

(IP、PHS、かいがい
海外からかけるときは03-5796-7112)

でんわ ようび じかん
電話できる曜日と時間 : 8 : 30-17 : 15 (平日のみ)

はな がいこくご えいご ちゅうごくご かんこくご
話すことができる外国語 : 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、

フィリピンご、ネパールご、インドネシアご、タイご、クメールごなど



もっと詳しく知りたい方へ

《査証（ビザ）と在留資格の違い》

査証（ビザ）…日本へ入国する前に自分の国にある日本大使館・領事館で取得するもので、外務省より発給されます。

在留資格 …日本に入国する際に取得するもので、出入国在留管理庁より発給されます。



もっと詳しく知りたい方へ

《在留資格「日本人の配偶者等」と「永住者」の違い》

	日本人の配偶者等	永住者
在留期間	6か月、1年、3年、5年 （更新手続きが必要）	無期限 （在留カードの更新手続きは必要）
日本人の配偶者が死亡したり、離婚したりした場合	在留資格の更新ができないので、日本に滞在し続けるには、何らかの在留資格を取得しなければなりません。 ※死別や離婚した後も在留期限までは日本に滞在することができます。	在留資格に影響しないので、日本に滞在し続けることが可能。

- 「永住」は、国籍上は外国人のまま日本に永久に住める権利です。申請窓口は出入国在留管理庁です。これは在留資格の一種です。
- 「帰化」は、外国人が日本国籍を取得すること、つまり日本人になることです。申請窓口は法務局となります。

秋田地方法務局戸籍課

TEL：018-862-1129

電話できる曜日と時間：8：30-17：15（平日のみ）



もっと詳しく知りたい方へ

《子どもの呼び寄せと教育に関して》

子どもを日本に呼び寄せる前に下記について慎重に考える必要があります。

- ①子どもの年齢
- ②子どもの日本語能力
- ③日本での教育

Q.7 わたし くに かぞく ゆうじん にほん かんこう き い 私の国にいる家族と友人が日本に観光に来たいと言っています。

てつづ ひつよう
どんな手続きが必要ですか？

A.7 あなたの家族と友人の国籍によって、査証（ビザ）がいる場合、いない場合があります。くわしいことは、あなたの国の大使館や領事館（👉7ページ）に問い合わせましょう。

Q.8 わたし こうしん にほん 私のパスポートを更新することは日本でもできますか？

A.8 にほん くに たいし かん りょう じ かん こうしん き かんえんちよう てつづ 日本にある、あなたの国の大使館や領事館で更新または期間延長の手続きをしましょう。くわしいことは、それぞれの国の大使館・領事館（👉7ページ）に かくにん あきた けん いわて けん ちゅうごく いちにちりょう じ 確認してください。また、秋田県や岩手県などで中国・フィリピンの「一日領事サービス」を行うときがあります。そのときは、秋田県や岩手県でパスポートの更新をしたり、相談をしたりすることができます。いつ、どこで一日領事サービスを 行うのか、領事館に確認しましょう。

たいし かん りょう じ かん れんらくさき
大使館・領事館の連絡先

くに なまえ 国の名前	たいし かん りょう じ かん なまえ 大使館や領事館の名前	でんわばんごう 電話番号
ちゅうごく 中国	ざいさっぽろちゅうかじんみんきょうわこくそうりょうじかん 在札幌中華人民共和國総領事館	011-563-5563
	ざいにいがたちゅうかじんみんきょうわこくそうりょうじかん 在新潟中華人民共和國総領事館	025-228-8888
フィリピン	きょうわこくたいし かん フィリピン共和国大使館	03-5562-1600
かんこく 韓国	ざいせんだいだいかんみんこくそうりょうじかん 在仙台大韓民国総領事館	022-221-2751
アメリカ	ざいさっぽろ がっしゅうこくそうりょうじかん 在札幌アメリカ合衆国総領事館	011-641-1115 011-641-1116 011-641-1117
ベトナム	しゃかいしゅぎきょうわこくたいし かん ベトナム社会主義共和国大使館	03-3466-3311 03-3466-3313 03-3466-3314
タイ	おうこくたいし かん タイ王国大使館	03-5789-2433
インドネシア	きょうわこくたいし かん インドネシア共和国大使館	03-3441-4201

ほか くに たいし かん りょう じ かん ざいにちがいこくこうかん かくにん
 その他の国の大使館や領事館は「在日外国公館リスト」で確認することができます。

がいむしょう ざいにちがいこくこうかん
 外務省 在日外国公館リスト

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/>



Q.9 パスポートをなくしてしまいました。どこに知らせたらいいですか？

A.9 日本にほんでパスポートをなくしたり、盗ぬすまれたりしたら、すぐちかに近こうばんくの交番（警察官けいさつかんがいるところ）に行いきましょう。そして、日本にほんにある自じぶん分の国くにの大使館たいしかんや領事館りょうじかん（👉7ページ）にも連れんらく絡をして、パスポートをなくしたり、盗ぬすまれたことを話はなしましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《パスポートの証印転記》

パスポートには上陸許可証印や再入国許可証印などの記載がありますが、更新したパスポートにはそれらは転記されません。出入国在留管理庁で古いパスポートの上陸許可証印や再入国許可証印を新しいパスポートに移してもらえます（転記しない場合は、在留資格の期限まで新旧の二つのパスポートの所持が必要）。



Q.10 国際結婚の手続きを教えてください。

A.10 日本で結婚するときは、市役所や町、村の役場に「婚姻届」を出してください。自分の国の大使館や領事館（👉7ページ）にも知らせてください。

手続きのしかたは、国によって違います。



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人と日本人との結婚》

外国人と日本人が日本で結婚する場合、一般的には両方の国で結婚の手続きをします。一方の国だけの手続きをした場合は、もう一方の国で結婚したことが証明されず困ることがあります。

先に日本の方式で結婚手続きをしてその後外国に届出をする方法と、先に外国の方式で結婚手続きをしてその後日本に届出をする方法があります。国によっては後者の方がスムーズに手続きができる場合もあります。



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人同士の結婚》

外国人同士が日本で結婚したい場合は、国によって手続き方法が異なりますので、日本にあるそれぞれの国の大使館・領事館（👉7ページ）に確認しましょう。

また、日本で手続きをしても問題がなく、日本の市町村役場で結婚手続きをするときは、市町村役場に必要書類などを確認します。当然のことながら自分の国への届出も必要です。

Q.11 妊娠しました。日本で出産するには、どのような準備や手続きが必要ですか？

A.11 まずは、市役所や町、村の役場に行き、「妊娠届」を出しましょう。妊娠してから出産するまで、そして、子どもが生まれてからの手続きはたくさんあります。次のページで確認してください。



妊娠から出産までの やることリスト



① 「妊娠届」を出してから出産までの準備

□母子健康手帳をもらう

「妊娠届」を出すと、「母子健康手帳」をもらうことができます。この手帳に、お母さんの体のことや赤ちゃんの成長について、いろいろなことを書きます。病院の健診（体を調べること）がただになったり、安くなったりする券も一緒にもらえます。手帳のお金はかかりません。



外国語版の「母子健康手帳」をインターネットで買うこともできます。

□産む病院を探す

「産科」「産婦人科」がある病院で赤ちゃんを産むことができます。

妊娠がわかったら、早めに赤ちゃんを産むための予約をしてください。



□お母さんと、おなかにいる赤ちゃんを調べる（健診）

毎月、病院に行き、お母さんと赤ちゃんが元気を調べます。

□出産育児一時金の手続きをする

日本で出産するにはだいたい50万円かかります。健康保険に入っていれば、出産育児一時金として42万円もらえます。

□母親・父親（パパ・ママ）教室に参加する

子どもを産むときや、育てるときのことを教えてくれる教室です。住んでいる市や町、村で行っています。子どもを産む病院でやっている場合もあります。

からだ へんか 体の変化



妊娠前期 (1か月～4か月)	妊娠中期 (5か月～7か月)	妊娠後期 (8か月～10か月)
つわり（気持ちが悪くなること）がひどく、水分も取れないときは、病院に行きましょう。	貧血（体の中の鉄分が少なくなること）に気をつけましょう。	お腹の張りを感じたらすぐに休みましょう。張りが続くときは、病院に行きましょう。

②赤ちゃんが生まれてからすること

◆住んでいる市や町、村の役所で手続きすること◆

□出生届を出す

赤ちゃんが生まれてから14日以内に、市役所や町、村の役場に「出生届」を出します。この後、出入国在留管理庁での手続きが必要な場合は「出生届受理証明書」と「住民票」（赤ちゃんの名前が入ったもの）をもらっておきましょう。



□福祉医療費受給者証（「マル福」カード）をもらう

このカードがあれば、0歳の子どもはただで病院にかかることができます。

□児童手当をもらうための手続きをする

「児童手当」は、子どもを育てるためのお金です。



◆出入国在留管理庁や大使館で手続きすること◆

□在留資格や国籍を取得する

お父さんもお母さんも外国人のときは、赤ちゃんが生まれてから30日以内に在留許可を申請します。また、大使館（領事館）で赤ちゃんの国籍を取得するための手続きをします。

③赤ちゃんとお母さんの健康のためにすること

□一か月健診

出産した病院で赤ちゃんの体や成長の様子をみてもらいます。

□赤ちゃん訪問

助産師さんや保健師さんが家にきて、赤ちゃんとお母さんが元気かどうかを確認します。困っていることを相談することもできます。



□予防接種を受ける

赤ちゃんが生まれて約2か月後から、病気にならないようにするための注射をします。



□乳幼児健診

病院などで赤ちゃんの成長の様子をみてもらいます。赤ちゃんが4か月のとき、7か月のとき、10か月のときなど、何回か行きます。いつ、どこで受けるのかは住んでいる市や町、村で違います。

※人によっては、このリストに書かれたことが当てはまらない場合もあります。自分の場合は何が 필요한のか、このリストを参考にして事前に確認しておきましょう。

Q.12 ^う生まれたばかりの^{あか}赤ちゃんがいます。予防接種^{よ ぼう せっ し ゅ}をたくさん打たない
といけない^きと聞きましたが、いつ、何^{なん}の病^{び ょ う き}気のための^{よ ぼう せっ し ゅ}予防接種を
打^うつのか、よくわかりません。

A.12 ^{あか}赤ちゃんの^いかかりつけ^{あか}医（^{あか}赤ちゃんが^{び ょ う き}病^{び ょ う き}気になったときに^いみてくれる^いお医者
さん）や、^{じ ぶ ん}自分が^す住んでいる^し市や^{まち}町、^{むら}村の^{ほ けん じ ょ}保健所や^{ほ けん}保健センターに^き聞いてみま
しょう。^{ぼ し けん こ う て ち ょ う}母子健康手帳にも^{よ ぼう せっ し ゅ}予防接種の^かスケジュールが^か書かれています。
^{び ょ う き}病^{よ ぼう せっ し ゅ}気や^{じ ぶ ん}予防接種について、^{く に}自分の^{こ と ば}国の^{じ ょ う ほう}言葉で^し情報^{ば あ い}が^{し た}知りたい場合は、^み下の
URLから、^{が い こ く ご ば ん}「外国語版 ^{よ ぼう せっ し ゅ}予防接種と^{けん こ う}子どもの健康」という^みパンフレットを見る
ことができます。

^{こ う え き ざ い だ ん ほう じ ん}公益財団法人^{よ ぼう せっ し ゅ}予防接種^リサーチセンター^ホームページ

^{が い こ く ご ば ん}外国語版 ^{よ ぼう せっ し ゅ}「予防接種と^こ子どもの^{けん こ う}健康」^パンフレット

^{え い ご}（英語、^{ち ゅ う ぐ ー ぐ ー}中国語、^{か ん こ く ぐ ー}韓国語、^ベトナム語、^スペイン語、^ポルトガル語、^{タイ}語、
^{イン}ドネシア語、^タガログ語、^ネパール語）

URL: <https://www.yoboseshu-rc.com/pages/8/>



Q.13 2歳の子どもがいます。私は仕事をしていないので、日中は自分
と子どもだけで、ほとんど家の中で過ごしています。ストレスが
たまり、体調もよくありません。

A.13 子育てについての相談をしたり、親子が一緒に遊びながら他の人と情報交換が
できる場所(子育て支援センター)があります。また、少しの時間だけ子供を預け
られるサービスもあります。住んでいる市や町、村によってサービスの内容が違
うので、役所の窓口で相談してみましょう。

あきた けんない こそだ しえん いちらん
秋田県内の子育て支援センター一覧:

URL: <https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/kosodate-info/help/institution/ko1>



Q.14 仕事を始めたいのですが、私が仕事している間、小さな子どもを預けられる場所がありますか？

A.14 子どもの年齢や、保護者の状況によって、預けられる場所（施設）が違います。それぞれの特徴も違うので、下の表で確認しましょう。

施設の名前	子どもの年齢	利用時間	利用できる保護者	施設の目的
幼稚園	3～5歳	朝～昼すぎ	誰でも	幼児期の教育を行う
保育所	0～5歳	朝～夕方	仕事や病気など、家庭で子どもを育てられない保護者	保護者に代わり保育する
認定こども園	0～5歳	朝～夕方	0～2歳 仕事や病気などの理由で、家で子どもを育てられない保護者	教育と保育を両方行う
	3～5歳	朝～昼すぎ	3～5歳 誰でも	
地域型保育	0～2歳	住んでいる市や町、村によって違います		

施設を利用するときにかかるお金も人や施設によって違います。詳しいことは住んでいる市や町、村の役所で確認しましょう。

幼稚園については、それぞれの幼稚園に直接相談してください。



Q.15 離婚するときはどんな手続きが必要ですか？

A.15 日本で離婚するときは、市役所や町、村の役場に「離婚届」を出してください

い。自分の国の大使館や領事館（👉7ページ）にも知らせてください。

手続きのしかたは、国によって違います。



日本での手続きに関する相談

- 法テラス秋田 TEL : 050-3383-5550 / 0570-078386
電話できる曜日と時間 : 9:00-17:00 (平日)
- 秋田弁護士会 法律相談センター TEL : 018-896-5599
電話できる曜日と時間 : 9:30-16:30 (平日)
- 市町村が行う無料法律相談

Q.16 にほんじん おっと りこんとどけ やくしょ だ い
日本人の夫が離婚届を役所に出すと言っています。

わたし りこん
私は離婚したくありません。どうしたらいいですか？

A.16 りこん やくしょ りこんとどけ う と りこん
あなたが離婚したくなくても、役所が離婚届を受け取ると、離婚したことに
なってしまいます。離婚したくないときは、すぐににほんじん おっと ほんせき
に日本人の夫の本籍があるところか、す
りこん やくしょ い りこんとどけ ふじゅりもうして だ
住んでいるところの役所に行って、「離婚届の不受理申出」を出し
てください。そうすると、やくしょ りこんとどけ う と
役所では離婚届を受け取りません。



もっと詳しく知りたい方へ

《国際離婚》

外国人と日本人または外国人同士が日本で離婚したい場合は、結婚の手続きをした全ての国で離婚の手続きをします。日本にだけ離婚手続きをして自分の国に離婚手続きをしないと、自分の国ではまだ結婚していることとなります。再婚する時のトラブルの原因にもなりますので、離婚手続きは必ずしましょう。詳細は日本にある各国大使館・領事館（📍7ページ）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《日本での離婚の方法について》

離婚の方法は4つあります

①協議離婚

夫婦で話しあって「離婚する」と決めること。

②調停離婚

家庭裁判所が夫婦の話を1人ずつ聞いてから、話しあって離婚を決めること。

③審判離婚

話をするだけでは離婚が決まらないとき、家庭裁判所が離婚を決めること。

④裁判離婚

家庭裁判所で裁判をして離婚を決めること。



もっと詳しく知りたい方へ

《婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格》

日本人と離婚または死別した外国人は、在留期限までは「日本人の配偶者等」の在留資格ですが、そのまま在留期間の更新をすることはできません。離婚または死別した日から14日以内に、必ず出入国在留管理庁に届け出ましょう。日本に住み続けたい場合には、他の在留資格を得る必要があります。詳細は出入国在留管理庁（👉4ページ）に問い合せましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《再婚するとき》

日本の法律では、女性は離婚成立後100日経過しないと再婚できません。ただし、前の夫と再婚する場合など例外もありますので、市町村役場に確認しましょう。外国人女性が日本で再婚の手続きを行う場合は、日本の待婚期間（100日）だけでなく、自国の法律に定められた待婚期間を満たさなければなりません。

Q.17 日本人の夫と離婚することになりましたが、子どもはこれからも
私が育てたいです。離婚したら子どもはどうなりますか？

A.17 離婚するときは、あなたと夫のどちらが子どもを育てるのかを決めていなければ
いけません。夫と話しあいをして、どちらが「親権（子どもを育てる権利の
こと）」を取るのかを決めましょう。

• 法テラス秋田（弁護士相談 法律相談）

TEL：050-3383-5550 / 0570-078386

電話できる曜日と時間：9:00-17:00（平日）

場所：秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6階

• 法テラス・多言語情報提供サービス

TEL：0570-078377

電話できる曜日と時間：9:00～17:00（平日）

話することができる外国語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、
インドネシア語



Q.18 ^{わたし おっと なぐ}私は夫から殴られたり、^け蹴られたりしています。^{にほんご}日本語もうまく
^{はな}話せないし、^{そうだん}相談できる人もまわりにいないので、^{ひと}どうしたらいい
 のかわかりません。

A.18 ^{ひとり なや}一人で悩まず、^{かなら だれ}必ず誰かに^{そうだん}相談しましょう。^{にほんご}日本語で相談する
 ことが^{むずか}難しければ、^{がいこくご}外国語で^{そうだん}相談できるところもあります。



	でんわ ばんごう 電話番号	でんわ ようび じかん 電話できる曜日と時間	はな 話すことができる がいこくご 外国語
あき た けんじょせいそうだんしょ 秋田県女性相談所	018-835-9052 0120-783-251*	8:30-21:00 (へいじつ 平日) 9:00-18:00(どにちしゆくじつ 土日祝日)	-
あき た けんけいさつほんぶ 秋田県警察本部 レディース通話110番	0120-028-110	24時間 (じかん)	-
よりそいホットライン	0120-279-338	ようび じかん 曜日や時間によって、 ^{たいおう} 対応 できる言語がちがいます。 くわしい情報 ^{じょうほう} は、 よりそいホットラインの フェイスブック ^{かくにん} で確認しましよ う。	えいご 英語 かんこく ちょうせんご 韓国・朝鮮語 ちゅうごくご 中国語 たがログご タガログ語 べトナムご ベトナム語 ねパールご ネパール語 ポルトガルご ポルトガル語 スペインご スペイン語 タイご タイ語 インドネシアご インドネシア語

(*)^{けんがい}県外や^{けいたいでんわ}携帯電話からはかけられません



もっと詳しく知りたい方へ

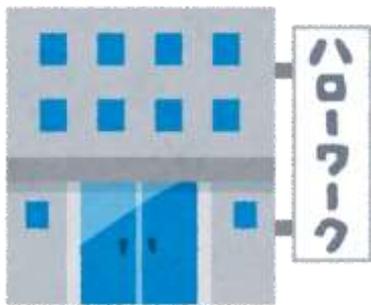
《配偶者・恋人からの暴力》

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、身体的暴力だけではなく、身体的暴力（殴る・蹴る・物を投げつける）、精神的暴力（侮辱する・怒鳴る・無視する）、性的暴力（望まない性行為・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・外で働くことを妨害する）、社会的暴力（交友関係や行動を制限したり監視したりする）、などを指します。

Q.19 秋田で仕事を探しています。どうやって探せばよいですか？

A.19 「ハローワーク（公共職業安定所）」で、仕事の相談をすることができます。相談は無料です。仕事を探す前に、あなたの在留資格で仕事ができるのか、在留資格と在留期間を確認してください。

👉 ハローワークの電話番号は21 ページ



仕事についての相談ができます

仕事を探すこともできます



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人が日本で仕事をするには》

外国人が日本で仕事をするには、就労許可されている在留資格でなければなりません。これに違反した場合は不法就労となり処罰の対象となります。
例えば、「留学」「家族滞在」などの在留資格の人は就労が認められていませんが、出入国在留管理庁で『資格外活動許可』を得ると、一定時間のアルバイトができます。就労が認められている在留資格の人であっても、その範囲外の仕事をするとき（例：在留資格「技能」の人が通訳をして報酬を得る場合など）にも『資格外活動許可』が必要です。

れんらくさきいちらん
ハローワークの連絡先一覧

ハローワークの名称 (地域)	電話番号	住所
ハローワーク鹿角	0186-23-2173	鹿角市花輪字荒田82-4
ハローワーク大館	0186-42-2531	大館市清水一丁目5-20
ハローワーク鷹巣	0186-60-1586	北秋田市鷹巣字東中岱26-1
ハローワーク能代	0185-54-7311	能代市緑町5-29
ハローワーク男鹿	0185-23-2411	男鹿市船川港 船川字新浜町 1-3
ハローワーク秋田	018-864-4111	秋田市茨島一丁目12-16
ハローワークプラザアトリオン	018-836-7820	秋田市中通 2-3-8 (アトリオン3F)
ハローワークプラザ御所野	018-889-8609	秋田市御所野地藏田3-1-1 (秋田テルサ3F)
ハローワーク本荘	0184-22-3421	由利本荘市石脇字田尻野18-1
ハローワーク大曲	0187-63-0335	大仙市大曲住吉町 33-3
ハローワーク角館	0187-54-2434	仙北市角館町小館32-3
ハローワーク横手	0182-32-1165	横手市旭川一丁目2-26
ハローワーク湯沢	0183-73-6117	湯沢市清水町 四丁目4-3

Q.20 わたし じきゅう あきた けん さいていちんぎん すく
 私がもらっている時給は、秋田県の最低賃金よりも少ないと
 し がいこくじん すく
 知りました。外国人だから少ないのでしょうか？

A.20 にほん さいていちんぎんほう き きんがく すく きゅうりょう
 日本には、「最低賃金法（決まった金額よりも少ない給料をはらうと ダメ
 ほうりつ がいこくじん にほんじん おな ほうりつ まも
 です）」という法律があり、外国人も日本人と同じように法律で守られていま
 じきゅう さいていちんぎん ひく やす じかん しごと
 す。あなたの時給が最低賃金よりも低かったり、休み時間も仕事をさせられる
 なや そうだん
 などの悩みがあれば、相談してみましょう。

あきた ろうどうきょくそうごうろうどうそうだん
 ・秋田労働局 総合労働相談コーナー

TEL: 018-862-6684 (日本語のみ)

でんわ ようび じかん へいじつ
 電話できる曜日と時間：8：30-17:15 (平日のみ)

ろうどうじょうけんそうだん
 ・労働条件相談ほっとライン

はな 話すことができる がいこくご 外国語	でんわ ばんごう 電話番号	でんわ ようび 電話できる曜日	でんわ じかん 電話できる時間
えいご 英語	0120-531-401	まいにち 毎日	○平日（月～金） 午後5時～午後10 時 ○土日・祝日 午前9時～午後9時
ちゅうごくご 中国語	0120-531-402		
たがログ語	0120-531-405	かようび すいようび どようび 火曜日、水曜日、土曜日	
ベトナム語	0120-531-406	すいようび きんようび どようび 水曜日、金曜日、土曜日	
ネパール語	0120-531-408	すいようび にちようび 水曜日、日曜日	
かんこくご 韓国語	0120-613-801	もくようび にちようび 木曜日、日曜日	
インドネシア語	0120-613-803		

あなたが技能実習生の場合

外国人技能実習機構(OTIT)が行う母国語相談

つか がいこくご 使える外国語	でんわ 電話できる ようび じかん 曜日と時間	でんわ ばんごう 電話番号	そうだん 相談サイトURL/ QRコード
ベトナム語	げつ きん 月～金 11:00～19:00 と 土 9:00～17:00	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/ 
ちゅうごくご 中国語	げつ すい きん 月、水、金 11:00～19:00 と 土 9:00～17:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/ 
インドネシア語	か もく 火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/ 
フィリピン語	か もく 火、木 11:00～19:00 と 土 9:00～17:00	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/ 
えいご 英語	か もく 火、木 11:00～19:00 と 土 9:00～17:00	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/ 

しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ にち やす
祝日と年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。



もっと詳しく知りたい方へ

《労働に関する法律》

日本国内で働いている外国人労働者にも労働基準関係法令が適用されます。

「労働基準法」：契約時に賃金、休業手当、労働時間などの労働条件を明示すること。

「最低賃金法」：地域で決められている最低賃金を下回らないこと。

(秋田県の最低賃金822円 2022年3月1日現在)

「労働者災害補償保険法」：業務災害及び通勤災害に対し、労災保険制度により補償をすること。

『労働条件ハンドブック』という労働基準法関係のパンフレットが発行されています（日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語他）。リーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードするか、お近くの労働基準監督署にお問い合わせましょう。

👉 電話番号は25ページ

厚生労働省のホームページ（労働基準法関係ページ）

URL: https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet_kijun.html



もっと詳しく知りたい方へ

《仕事を辞めたら・・・》

退職後は、様々な手続きが必要です。詳しくは近くのハローワーク（👉21ページ）か、秋田労働局職業安定部職業安定課（TEL:018-883-0007）にお問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《労働基準監督署》

労働に関する法律が守られない、不当な解雇をされた、賃金が支払われないなど、労働に関する相談は各地域の労働基準監督署まで問い合わせましょう。

名前	電話	担当している地域
秋田労働基準監督署	018-865-3671	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
大館労働基準監督署	0186-42-4033	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
能代労働基準監督署	0185-52-6151	能代市 山本郡
本荘労働基準監督署	0184-22-4124	由利本荘市 にかほ市
大曲労働基準監督署	0187-63-5151	大仙市 仙北市 仙北郡
横手労働基準監督署	0182-32-3111	横手市 湯沢市 雄勝郡

Q.2 I 病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。

A.2 I 日本語が話せる人と一緒に病院に行けないときは、「多言語医療問診票」を

使いましょう。この問診票は日本で暮らす外国人が病院へ行ったときに、自

分の病気やケガの状況を医師に説明するためのものです。11診療科別に

18か国語に翻訳しています。

インターネットで「多言語医療問診票」と検索するか、下に書いた URL を

入力しましょう。

URL: <http://www.kifjp.org/medical/>

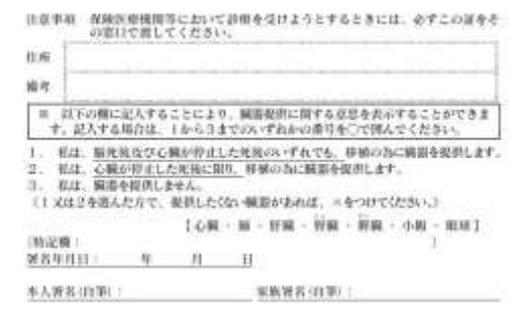


- 問診票の言語：
- 中国語（北京語）
 - 韓国・朝鮮語
 - タガログ語
 - ポルトガル語
 - スペイン語
 - ベトナム語
 - 英語
 - タイ語
 - インドネシア語
 - カンボジア語
 - ネパール語
 - ラオス語
 - ドイツ語
 - ロシア語
 - フランス語
 - ペルシャ語
 - アラビア語
 - クロアチア語



Q.22 日本の公的医療保険制度について教えてください。

A.22 日本の公的医療保険（病気やけがのときの保険）には、「健康保険」と「国民健康保険」の2種類があります。会社などで働いている人は「健康保険」に、会社などで働いていない人は「国民健康保険」に入ります。どちらかの保険に入っていれば、「健康保険証」がもらえます。病気やけがのときに病院に「健康保険証」を持っていくと、病院代の30%だけの支払いになります。

けんこう ほけんしょう 健康保険証のおもて	けんこう ほけんしょう 健康保険証のうら
	

>2022.03.1「全国健康保険協会ホームページ」より



もっと詳しく知りたい方へ

《日本の公的医療保険制度》

日本では、自分で手続きを行うことで、病院のお金が戻ってくる場合があります。反対に、保険に入っても、病院のお金が安くない場合もあります。保険の制度をしっかりと理解しましょう。

※日本と公的医療保険制度にかかる社会保障協定を締結している国の方は、加入する必要がない場合があります。

【対象となる国】

- ・ドイツ
- ・イギリス
- ・韓国
- ・アメリカ
- ・ベルギー
- ・フランス
- ・カナダ
- ・オーストラリア
- ・オランダ
- ・チェコ
- ・スペイン
- ・アイルランド
- ・ブラジル
- ・スイス
- ・ハンガリー
- ・インド
- ・ルクセンブルク
- ・フィリピン
- ・スロバキア
- ・中国
- ・フィンランド

Q.23 国民健康保険料の督促状（保険料を早く支払ってくださいという
手紙）が届きました。

このまま支払わないでいるとどうなるのでしょうか？

A.23 生活が苦しいなどの理由で、保険料が支払えない場合は必ず市役所や町、

村役場に行って相談しましょう。相談にも行かず、保険料を支払わずにいる

と、保険証が使えなくなるかもしれません。また、特別な理由がないまま支払

いしない状態が続くと、銀行に預けているお金を引き出せなくなることもあり
ます。

在留資格の更新がむずかしくなる可能性もあるので注意しましょう。

Q.24 市役所でもらった書類を自分の国の大使館（領事館）に出します。

その書類には日本の外務省からの「公印確認」が必要だと
言われました。

A.24 「公印確認」とは日本の市役所などから出された書類が本物だということを

外務省が確認して証明することです。証明された書類は、日本にあるそれ

ぞれの国の大使館・領事館で「認証」をもらわなければいけません。

「公印確認」の手続きについては外務省のホームページで確認しましょう。

外務省ホームページ「証明（公印確認・アポステューユ）・在外公館における証明」

URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>



Q.25 母国から呼び寄せた子どもを日本の小学校や中学校に入れることはできますか？

A.25 子どもの年齢によって手続きは違いますが、日本の小学校や中学校に入れることができます。

【子どもの年齢が6歳～15歳のとき】

日本では義務教育にあたる年齢です。外国人の子どもは義務教育ではありませんが、

希望すれば、日本の小・中学校で学ぶことができます。

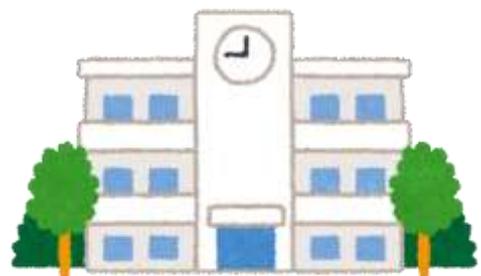
編入（学年の途中で学校に入る）を希望する場合は、自分の市や町、村の教育

委員会に相談しましょう。👉 教育委員会の電話番号は31ページ

【子どもの年齢が15歳～18歳のとき】

他の県や外国で高校に通っていた子どもを秋田県内の高校に編入させたいときは、

秋田県教育庁高校教育課（TEL：018-860-5161）に相談しましょう。





もっと詳しく知りたい方へ

《日本語教育が必要な外国人児童・生徒への支援について

（義務教育年齢・公立学校に限る）》

「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」に対し、次のような支援を各自治体で行っています。

在籍学級で授業を受けさせ、加配教員や日本語指導者がクラスに入り、付き添って指導します。もしくは、適当な授業の時間を使って、他の教室や日本語教室で指導を行います。

これらの支援の詳細は、各市町村の教育委員会（👉31ページ）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《子どもの日本語について》

日本語を母語としない子どもにとって、日本の学校で勉強するのに日本語が大きな壁になるかもしれません。学校では日本語力が勉強の大前提となりますが、日常耳にする言葉と、教科書や授業で使われる言葉は少し異なります。生活環境の変化や文化・習慣の違いに戸惑う上に、言葉の問題は子どもの心理的負担にもなり、自己の人間形成にも大きな影響を与えます。日本語学習支援の必要性を感じたら、まずは学校に相談しましょう。

あき た けんない きょういく い いんかい いちらん
秋田県内の教育委員会一覧

ねん がつ にちげんざい じょうほう
 2021年4月1日現在の情報です

きょういく い いんかいめい 教育委員会名	でん わ ばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号
あき た けんきょういく い いんかい 秋田県教育委員会	018-860-5111	018-860-5851
あき た しきょういく い いんかい 秋田市教育委員会	018-888-5803	018-888-5804
の しろ しきょういく い いんかい 能代市教育委員会	0185-73-2757	0185-73-6459
よこ て しきょういく い いんかい 横手市教育委員会	0182-32-2402	0182-32-4034
おおだて しきょういく い いんかい 大館市教育委員会	0186-43-7111	0186-54-6100
お が しきょういく い いんかい 男鹿市教育委員会	0185-24-9100	0185-24-9156
ゆ ざわ しきょういく い いんかい 湯沢市教育委員会	0183-73-2161	0183-72-8515
か つの しきょういく い いんかい 鹿角市教育委員会	0186-30-0290	0186-30-1140
ゆ り ほんじょう しきょういく い いんかい 由利本荘市教育委員会	0184-32-1306	0184-33-3381
かたがみ しきょういく い いんかい 潟上市教育委員会	018-853-5361	018-853-5277
だいせん しきょういく い いんかい 大仙市教育委員会	0187-63-1111	0187-63-7131
きたあき た しきょういく い いんかい 北秋田市教育委員会	0186-62-6616	0186-63-2678
にかほ市教育委員会 しきょういく い いんかい	0184-38-2259	0184-38-2252
せんぼく しきょういく い いんかい 仙北市教育委員会	0187-43-3381	0187-47-2244
こ さかまちきょういく い いんかい 小坂町教育委員会	0186-29-2342	0186-29-4436
かみ こ あ にむらきょういく い いんかい 上小阿仁村教育委員会	0186-60-9000	0186-77-3223
ふじさとまちきょういく い いんかい 藤里町教育委員会	0185-79-1327	0185-79-2227
み たねちようきょういく い いんかい 三種町教育委員会	0185-87-2115	0185-87-3052
はっほうちようきょういく い いんかい 八峰町教育委員会	0185-77-2816	0185-77-3230
こじょうめまちきょういく い いんかい 五城目町教育委員会	018-852-5372	018-852-5370
はちろうがたまちきょういく い いんかい 八郎潟町教育委員会	018-875-5812	018-875-5950
いかわまちきょういく い いんかい 井川町教育委員会	018-874-4424	018-874-2924
おおがたむらきょういく い いんかい 大潟村教育委員会	0185-45-3240	0185-45-2661
み さとちようきょういく い いんかい 美郷町教育委員会	0187-84-4914	0187-85-3102
う こまちきょういく い いんかい 羽後町教育委員会	0183-62-2111	0183-62-3334
ひがしなるせむらきょういく い いんかい 東成瀬村教育委員会	0182-47-3415	0182-47-2119

Q.26 自分の国の運転免許があれば日本で車を運転できますか？

A.26 あなたの国がどこかによって、日本で運転できる場合と、できない場合があります。詳しいことは「運転免許センター」へ問い合わせましょう。

秋田県警察本部運転免許センター(試験係)

TEL: 018-862-7570



もっと詳しく知りたい方へ

《外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》

外国の免許証を取得後、その国に3か月以上滞在し、その免許証が有効期限内である場合、日本の運転免許証への切り替え申請を行うことができます。その際、運転についての知識や技能を確認し、運転することに支障がないと認められた場合には、学科試験、技能試験の一部が免除されます。どの国の免許が免除の対象となるのかは、警察庁のホームページから調べることができます。

警察庁ホームページ「外国の運転免許をお持ちの方」

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/have_DL_issued_another_country.html



申請にあたっては、外国行政庁、各国の在日大使館・領事館または一般社団法人日本自動車連盟（JAF）による外国免許証の日本語翻訳文が必要です。

※上記に該当しない場合は、日本の運転免許証を取得する必要があります。日本の「自動車学校」で、学科教習と・技能試験を受け、運転免許センターで筆記試験を受けましょう。秋田県の場合、筆記試験は日本語（ふりがな付き）か英語を選択できます。

その他、免許センターでの試験については秋田県警察本部運転免許センター 試験係（TEL: 018-862-7570）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《日本で免許を取る際の外国語教本について》

「交通の教則」（JAF 発行）が英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語で販売されており、本試験は基本的にこの教本から出題されます。

ジャフ
JAF秋田支部 TEL：018-864-8492

Q.27 交通事故にあつたら、まずはじめに何をしたらいいのでしょうか？

A.27 ①他に危険がないか、今いる場所が安全かを確かめましょう。

②自分自身と、相手がケガをしていないか確認してください。自分で病院に行く

ことができないような大きなケガをした場合はすぐに救急車（TEL: 119）を
呼びましょう。

③警察（TEL: 110）に電話します。警察が事故の状況を確認することで「交通

事故証明書」をもらうことができるようになります。この証明書は保険金を

もらうために必要なものです。

④自分の連絡先を伝え、相手の連絡先も必ず聞きましょう。自動車保険や自転車

保険に入っている場合は、保険会社にも忘れずに連絡してください。



もっと詳しく知りたい方へ

《交通事故証明書と交通事故相談について》

交通事故証明書は自動車安全運転センターが発行します。自分で加入している保険会社があれば、その会社が交通事故証明書をもらうための手続きをしてくれます。自分で手続きをする場合は近くの警察署で申請用紙をもらったり、自動車安全運転センター事務所窓口やインターネットで申請することが可能です。

また、保険の請求手続きや子どもがおこした事故に関する相談など、専門員がお答えする交通事故相談窓口もあります。自分で判断したり、人の意見をうのみにせず、気になることがあれば相談してみましょう。

自動車安全運転センター

URL: <https://www.jsdc.or.jp/>



交通事故相談窓口 秋田県生活センター

TEL: 018-836-7804 または 018-836-7805

Q.28 日本で生活するためにもっといろいろなことが知りたいのですが、日本語を読むのはむずかしいです。自分の国の言葉で日本の生活について、知ることはできますか？

A.28 出入国在留管理庁が作っている「外国人のための生活・就労ガイドブック」を読んでください。日本での生活に必要なことがいろいろな国の言葉や、やさしい日本語で書かれています。

外国人生活支援ポータルサイト

URL: <http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



外国人生活支援ポータルサイト

言語を選ぶ / CHOOSE A LANGUAGE (「生活・就労ガイドブック」はこちらから)

その他の言語 / OTHER LANGUAGES

お知らせ / INFORMATION

言語を選ぶ / CHOOSE A LANGUAGE (「生活・就労ガイドブック」はこちらから)

「生活・就労ガイドブック」の情報は、下にある言語を選ぶと、選んだ言葉で見ることができます。その他、それぞれの言葉で国などが出している情報も、選んだ言葉で見ることができます。(選んだ言葉によって、情報の量は異なります。)

日本語	やさしい日本語	English (英語)
中文 (中国語)	한국어 (韓国語)	Español (スペイン語)
Português (ポルトガル語)	Tiếng Việt (ベトナム語)	नेपाली भाषा (ネパール語)
ภาษาไทย (タイ語)	Bahasa Indonesia (インドネシア語)	မြန်မာစာအုပ် (ミャンマー語)
ភាសាខ្មែរ (クメール/カンボジア語)	Pilipino (フィリピン語)	Монгол (モンゴル語)

ページトップ

Q.29 ^{つうやく} ^{ほんやく} ^{ひと} ^{さが} 通訳や翻訳してくれる人を探しています。

^{しょうかい} どこで紹介してもらえますか？

A.29 ^{あき} ^た ^{けんこくさいこうりゅうきょうかい} 秋田県国際交流協会 (AIA) で ^{つうやく} ^{ほんやく} ^{ひと} ^{しょうかい} 通訳や翻訳をしてくれる人を紹介します。

まずは、いつ、どこで、^{なに} ^{ねが} 何を願いたいのか、^{れんらく} AIAに連絡してください。

^{つうやく} ^{ほんやく} ^{かね} 通訳や翻訳には、お金がかかります。

^{あき} ^た ^{けんこくさいこうりゅうきょうかい} 秋田県国際交流協会 TEL : 018-893-5499

AIA コミュニティサポーターへの ^{かつどう} ^{いらい} ^{かた} 活動を依頼される方へ

URL : <https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1488462840-183>



Q.30 ^{とき} ^{つか} マイナンバーをもらいました。これはどんな時に使うのですか？

A.30 マイナンバーは、^{ひとり} ^も 一人ひとりが持つ、^{ばんごう} ^{ねんきん} ^{ぜいきん} ^{いりょう} 12けたの番号です。年金、税金、医療

など、^{さまざま} ^{てつづ} ^{つか} 様々な手続きに使います。^{がいこくじん} ^{にほん} ^{じゅうみんひょう} ^も 外国人でも、日本で住民票を持っていれ

ば、^{はっこう} マイナンバーが発行されます。

^{ばんごう} この番号で、あなたのいろいろなことがわかります。^{たいせつ} ^{ばんごう} ^{なに} 大切な番号ですので、何に

^{つか} ^{もくてき} 使われるのか目的がはっきりしないときは、^{たにん} ^{おし} 他人に教えないようにしてくださ

い。マイナンバーが書かれた紙は、^か ^{かみ} ^{たいせつ} 大切なのでなくさないようにしてくださ

い。

- マイナンバー^{せいど かん と あ}制度に関する問い合わせ

TEL: 0120-0178-26

電話^{でんわ}できる曜日^{ようび}と時間^{じかん}: 9:30-20:00(平日^{へいじつ}) / 9:30-17:30(土日祝日^{どにちしゆくじつ})

話^{はな}すことができる外国語^{がいこくご}: 英語^{えいご}、中国語^{ちゅうごくご}、韓国語^{かんこくご}、スペイン語^こ、ポルトガル語^こ

- マイナンバー^かが書かれた紙^{かみ}をなくしてしまったとき

TEL: 0120-0178-27

電話^{でんわ}できる曜日^{ようび}と時間^{じかん}: 24時間^{じかん} (何曜日^{なんようび}でも電話^{でんわ}できます)

話^{はな}すことができる外国語^{がいこくご}: 英語^{えいご}、中国語^{ちゅうごくご}、韓国語^{かんこくご}、スペイン語^こ、ポルトガル語^こ

- マイナンバーカード^{そうごう} 総合サイト

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp/>



英語^{えいご}、中国語^{ちゅうごくご}、韓国語^{かんこくご}、スペイン語^こ、ポルトガル語^こで、マイナンバーカードに
ついての説明^{せつめい}を読む^よことができます。



市役所（役場）でできるいろいろな手続き

日本で生活するためにはいろいろな手続きが必要です。市役所や町役場・村役場では下の表にある手続きができます。相談をする場所もあります。

<p>じゅうみんとろうく 住民登録 （住所を役所に知らせる）</p>	<p>しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校や中学校へ 入ること 学年の途中で入ること</p>	<p>しほうとどけ 死亡届 （家族などが死んだとき、 役所に知らせる）</p>
<p>こくみんねんきん 国民年金 （みんなが入る年金）</p>	<p>こんいんとどけ りこんとどけ 婚姻届・離婚届 （結婚・離婚したことを 役所に知らせる）</p>	<p>ほいくしょ にゅうしょてつづ 保育所の入所手続き</p>
<p>こくみんけんこう ほけん 国民健康保険 （会社ではたらいてない人 が入る公的医療保険）</p>	<p>しゅっしょうとどけ 出生届 （子どもが生まれたことを 市役所に知らせる）</p>	<p>ほか そろたん その他、いろいろな相談</p>

せい かつじょうほう し

生活情報誌『えいあいえい!!!』

『えいあいえい!!!』では、^{まいごうちが} 毎号違うテーマで、^{にほん} 日本での生活に役立つ ^{せいかつ} 情報 ^{やくだ} を ^{じょうほう} 提供 ^し しています。AIAのHPからも見ることができます。

^{えいご} 英語、^{ちゅうごくご} 中国語、^{かんこくご} 韓国語、^{たがログご} タガログ語の『えいあいえい!!!』があります。

^{ごう} 号によってはベトナム語やネパール語もあります。



◎たとえば、^{ないよう} こんな内容についての『えいあいえい!!!』があります

<p>にんてい えん 認定こども園について</p>	<p>じどうしゃ めんきよ 自動車の免許について</p>
<p>じてんしゃ あんぜん の かた 自転車の安全な乗り方について</p>	<p>ドメスティック・バイオレンス (DV) について</p>
<p>にほん しょうがっこう とくちょう 日本の小学校の特徴について</p>	<p>かいご ほけんせいど 介護保険制度について</p>
<p>いりよう きかん じゆしんほうほう 医療機関の受診方法について</p>	<p>じゅうみんとろうく こうてきねんきん 住民登録・公的年金などについて</p>

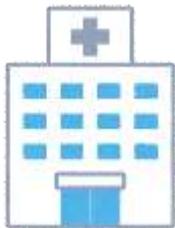


日本語を勉強できるところ

※日本語教室の情報は、変わる場合があります。詳しくは、それぞれの問い合わせ先へ確認してください。(下の表は2021年6月現在の情報です)

市町村名	教室の名前	勉強する曜日と時間	教室の場所	問い合わせ先
鹿角市	鹿角市日本語教室	隔週土曜日 日	通信教育	0186-30-0292
大館市	大館市日本語教室	月曜日 17:30~19:30 水曜日 10:00~12:00	県北部男女共同 参画センター	0186-43-7149
北秋田市	北秋田市日本語教室	日曜日 10:00~12:00	北秋田市民ふれあい プラザ	0186-62-1130
上小阿仁村	ふれあい学級	水曜日・土曜日	上小阿仁村 生涯学習センター	0186-60-9000
能代市	のしろ日本語学習会	火曜日 19:00~21:00 木曜日 10:00~12:00	(火曜日) 能代市中央公民館 (木曜日) 能代市働く婦人の家	090-3640-0459
藤里町	日本語教室	水曜日(月2回) 10:00~12:00	藤里町三世代 交流館	0185-79-1327
男鹿市	男鹿市日本語教室	土曜日(月2回) 10:00~12:00	男鹿市船川港 公民館	0185-23-2552
潟上市	潟上市日本語教室	日曜日(月3~4回) 10:00~12:00	潟上市市民センター 天王館	018-878-4111
八郎潟町	日本語教室八郎潟 会場	第1・2・3木曜日 (4月~12月,3月) 19:00~21:00	八郎潟ロマンの里	018-875-2092

しちょうそんめい 市町村名	きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう ようび じかん 勉強する曜日と時間	きょうしつ ばしょ 教室の場所	と あ さき 問い合わせ先
あきた し 秋田市	あきた し にほんごきょうしつ 秋田市日本語教室	かようび もくようび 火曜日、木曜日 18:30~20:00	オンライン	018-888-5464
	にほんごきょうしつ 日本語教室 「ニジアス」	すいようび つき かいいていど 水曜日(月3回程度) 10:00~11:30	あきた し 秋田市センタース	090-2845-9912
	にほんごきょうしつ 日本語教室 「ジャルサ」	すいようび 水曜日 14:30~16:00	でんわ かくにん 電話で確認して ください	018-835-2009
	くらはぶ いろは倶楽部	かようび 火曜日 17:50~19:15	かいさいみ あ ちゅう 開催見合わせ 中	018-864-1706
ゆりほんじょうし 由利本荘市	ゆりほんじょうし にほんご 由利本荘市日本語 がくしゅうきょうしつ 学習教室	きんようび 金曜日(4月~12月) 18:45~20:45	ぶんか こうりゅうかん 文化交流館 「カダーレ」	0184-22-0900
にかほし にかほ市	にかほし にほんごきょうしつ にかほ市日本語教室	どようび つき かい 土曜日(月4回) 10:00~12:00	きさかたこうみんかん 象潟公民館	0184-43-7510
だいせんし 大仙市	だいせん せんほくこういきけん 大仙・仙北広域圏	かようび 火曜日 19:00~21:00	おおまがりこうりゅう 大曲交流センター	0187-63-1111 ないせん (内線339)
せんほくし 仙北市		もくようび 木曜日 10:00~12:00		
		にちようび 日曜日 10:00~12:00	みさとちようちゅうおう 美郷町中央 ふれあい館	
みさとちよう 美郷町	かようび 火曜日 10:00~12:00			
よこてし 横手市	よこてし にほんごきょうしつ 横手市日本語教室	きんようび 金曜日 10:00~12:00	わいわい Y2ふらざ	0182-35-2162
		きんようび 金曜日 17:00~19:30	じゅうもんじ 十文字コミュニティ センター	
	ボランティアにほんご きょうしつ 教室	かようび 火曜日 17:00~21:00	でんわ かくにん 電話で確認して ください	0182-23-5337
ゆざわし 湯沢市	ゆざわし にほんごきょうしつ 湯沢市日本語教室 ゆざわかいじょう 湯沢会場	すいようび がつ がつ 水曜日(4月~3月) 10:00~12:00	ゆざわし やくしよほんちようしゃ 湯沢市役所本庁舎 かいぎしつ 会議室	0183-73-2163
		だい きんようび 第3金曜日 (4月~12月) 19:00~21:00		
	ゆざわし にほんごきょうしつ 湯沢市日本語教室 おがちかいじょう 雄勝会場	もくようび がつ がつ 木曜日(4月~12月) 19:00~21:00		



夜や土日に行くことができる病院

自分の家に近い病院を確認しておきましょう。
 病院に行く前に電話をして、自分が行く時間に開いているか
 聞いてください。(下の表は2021年4月現在の情報です)



ちいき 地域	びょういん 病院などの名前	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
おおだて 大館	かづのこうせいびょういん かづの厚生病院	かづのしはなわあざむかいばたけ ばんち 鹿角市花輪字向畑18番地	0186(23)2111
	あきたろうさいびょういん 秋田労災病院	おおだてしかるいざわあざしもたい ばんち 大館市軽井沢字下岱30番地	0186(52)3131
	おおだてしりつそうごうびょういん 大館市立総合病院	おおだてしゆたかちょう ばん ごと 大館市豊町3番1号	0186(42)5370
	おおだてしきゅうじつやかんきゅうかん 大館市休日夜間急患センター	おおだてしゆたかちょう ばん ごと 大館市豊町3番2号	0186(45)0223
きたあきた 北秋田	きたあきたしみんびょういん 北秋田市民病院	きたあきたししもすぎあざかみしみすさわ ばん 北秋田市下杉字上清水沢16番 29号	0186(62)7001
のしろ 能代	のしろこうせいりりょう 能代厚生医療センター	のしろしおちあいあざかみえだちない 能代市落合字上前田地内	0185(52)3111
	のしろやまといしかいびょういん 能代山本医師会病院	のしろしひやまあざしんでんさわ ばんち 能代市松山字新田沢105番地11	0185(58)3311
	ちいきいりょうきのうすいしんきこうあきたびょういん 地域医療機能推進機構秋田病院	のしろしみどりまち ばん 能代市緑町5番22号	0185(52)3271
あきた 秋田	おがししみんびょういん 男鹿みなと市民病院	おがしみながわみなとらなかわあざかいがんどおり ごと 男鹿市船川港船川字海岸通り1号 8番地6	0185(23)2221
	ふじわらきねんびょういん 藤原記念病院	かたがみしてんのうあざかみえがわ ばんち 潟上市天王字上江川47番地	018(878)3131
	あきただいがくいがくふふぞくびょういん 秋田大学医学部附属病院	あきたしひろおもてあざはすぬま ばん 秋田市広面字蓮沼44番2	018(834)1111
	けんりつじゅんかんきおうせきすい 県立循環器・脳脊髄 センター	あきたしせんしゅうくほたまち ばん ごと 秋田市千秋久保田町6番10号	018(833)0115
	しりつあきたそうごうびょういん 市立秋田総合病院	あきたしかわもとまつおかまち ばん ごと 秋田市川元松丘町4番30号	018(823)4171
	あきたこうせいりりょう 秋田厚生医療センター	あきたしいいじまにしぶくろ ちょうめ ばん ごと 秋田市飯島西袋一丁目1番1号	018(880)3000
	あきたせきじゅうじびょういん 秋田赤十字病院	あきたしかみきたてきるたあざなわしるさわ 秋田市上北手猿田字苗代沢 222番地1	018(829)5000

ちいき 地域	びょういん 病院などの名前	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
	なかどおりそうごうびょういん 中通総合病院	あきた しみなみどおり まち ばん ごう 秋田市南 通みその町3番15号	018(833)1122
ゆりほんじょう 由利本荘 にかほ	ゆりくみあいそうごうびょういん 由利組合総合病院	ゆりほんじょうしかわぐちあざやこ ばんち 由利本荘市川口字家後38番地	0184(27)1200
	ほんじょうだいちびょういん 本荘第一病院	ゆりほんじょうしいわぶちした ばんち 由利本荘市岩渕下110番地	0184(22)0111
	さとうびょういん 佐藤病院	ゆりほんじょうしこびとまち ばんち 由利本荘市小人町117番地3	0184(22)6555
	ゆりほんじょうしきゅうじつおうきゅうしんりょうじょ 由利本荘市休日急診診療所	ゆりほんじょうしつつみわき 由利本荘市堤脇45	0184(24)3917
だいせん 大仙 せんぼく 仙北	しりつかくのだてそうごうびょういん 市立角館総合病院	せんぼくしかくのだてまちいわせ ばんち 仙北市角館町岩瀬3番地	0187(54)2111
	おおまがりこうせいりょう 大曲厚生医療センター	だいせんしおおまがりとおりまち ばん ごう 大仙市大曲 通町8番65号	0187(63)2111 こ せんよう (子ども専用) 0187(63)2119
	おおまがりなかどおりびょういん 大曲中通病院	だいせんしおおまがりかみさかえちよう ばん ごう 大仙市大曲上栄町6番4号	0187(63)2131
よこて 横手	しりつよこてびょういん 市立横手病院	よこてしねぎしちよう ばん ごう 横手市根岸町5番31号	0182(32)5001
	ひらかそうごうびょういん 平鹿総合病院	よこてしまえごうあざやつくち ばん 横手市前郷字八ツ口3番1	0182(32)5121 こ せんよう (子ども専用) 0182(32)5124
	しりつおおもりびょういん 市立大森病院	よこてしおおもりまちあざすこうた ばんち 横手市大森町字菅生田245番地 205	0182(26)2141
ゆざわ 湯沢	おがちちゅうおうびょういん 雄勝中央病院	ゆざわしやまだあざいさみがおか 湯沢市山田字勇ヶ岡25	0183(73)5000
おがち 雄勝	ちょうりつうごびょういん 町立羽後病院	おがちくろうごまちにしもないあざおおどみち 雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道 ばんち 44番地5	0183(62)1111



AIAの地域外国人相談員を紹介します

外国人の困りごと、悩みごとの相談にのってくれる相談員の方々です。
 あなたが住んでいる地域の相談員に相談してください。

(2021年4月1日現在の相談員です)

担当している地域	相談員の名前と 電話番号	相談できる曜日と時間				
		げ月	か火	すい水	もく木	きん金
鹿角市 小坂町 小坂町		AIAに確認してください				
大館市 北秋田市 上小阿仁村	小林 幹子 090-4319-3695	10:00- 16:00	-	10:00- 16:00	-	-
能代市 八峰町 藤里町 三種町	北川 裕子 090-3640-0459	10:00- 17:00	10:00- 17:00	10:00- 17:00	10:00- 17:00	10:00- 17:00
男鹿市 湯上市 井川町 五城目町 八郎湯町 大湯村	工藤 紀代子 090-4045-8690	10:00- 17:00	10:00- 17:00	10:00- 17:00	10:00- 17:00	10:00- 17:00
秋田市	小林 久江 090-3983-8498	11:00 16:00	-	11:00 16:00	11:00 16:00	11:00- 13:00
由利本荘市 にかほ市	藤嶋 英子 090-2360-4817	9:30- 17:00	9:30- 17:00	13:00- 17:00	9:30- 17:00	9:30- 17:00
大仙市 仙北市 美郷町	鈴木 通明 090-2276-1113	10:00- 16:00	10:00- 16:00	10:00- 16:00	10:00- 16:00	10:00- 16:00
横手市	星野 明美 080-1858-2126	9:00- 17:00	9:00- 17:00	9:00- 17:00	9:00- 17:00	-
湯沢市 羽後町 東成瀬村	浅利 真由美 090-5825-5254	10:00- 16:00	10:00- 16:00	-	-	10:00- 16:00

いろいろな相談窓口一覧

★がある相談窓口では、外国語を使って話すことができます。それ以外の窓口は、日本語での対応となります。

相談の内容	相談窓口の名前	電話番号	電話できる曜日と時間
▶外国語での相談 (英語・中国語・韓国語)	★秋田県国際交流協会 (AIA)	018-884-7050	木曜日 13:00-17:00
▶相談先がわからない		018-893-5499	平日 9:00-17:45
▶外国語で悩みを相談したい	★よりそいホットライン	0120-279-338	-
▶英語で心の悩みを相談したい	★ふらっと	(メールアドレス) 1coin.furatto@gmail.com	
▶在留資格について	仙台出入国在留管理局 秋田出張所	018-895-5221	平日 9:00-12:00 13:00-16:00
	★外国人総合相談支援センター	03-3202-5535 03-5155-4039	平日 9:00-16:00
▶パスポートの更新 ▶家族・友人を日本に呼びたい など	★在日本各国大使館・領事館	7ページを確認	-
▶夫・恋人からの暴力 (DV)	秋田県女性相談所	018-835-9052	平日 8:30-21:00 土日祝日 9:00-18:00
▶義務教育について	各市町村の教育委員会	31ページを確認	-
▶高校進学について	秋田県教育庁高校教育課	018-860-5161	-
▶仕事を探したい	各地域のハローワーク	21ページを確認	-
▶突然解雇された	各地域の労働基準監督署	25ページを確認	-
▶給料の未払い			
▶日本語を勉強したい	各日本語教室	40-41ページを確認	

さくいん (キーワードから探^{さが}す)

う

運転免許 (うんてんめんきょ) 32

え

永住許可 (えいじゅうきょか) 2

永住者 (えいじゅうしゃ) 5

か

観光 (かんこう) 6

き

帰化 (きか) 5

技能実習生 (ぎのうじっしゅうせい) 23

け

結婚 (けっこん) 9, 16, 38

健康保険 (けんこうほけん) 27, 38

健康保険証 (けんこうほけんしょう) 27

こ

公印確認 (こういんかくにん) 28

国民健康保険 (こくみんけんこうほけん) 27, 38

子育て (こそだて) 13

さ

在留カード (ざいりゅうカード) 1, 5

在留資格 (ざいりゅうしかく) 1, 2, 3, 4, 5, 8, 11, 17, 20, 28, 45

査証 (さしょう) 3, 5, 6

し

資格外活動許可 (しかくがいかつどうきょか) 20

事故（じこ）	33
仕事（しごと）	13, 14, 20, 22, 24, 45
出産（しゅっさん）	9, 10, 11
出入国在留管理庁（しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちょう）	2, 3, 5, 8, 11, 17, 20, 35
証印転記（しょういんてんき）	8

せ

生活情報誌（せいかつじょうほうし）	39
-------------------	----

た

大使館（たいしかん）	5, 6, 7, 8, 9, 11, 15, 16, 28, 32, 45
------------	---------------------------------------

ち

地域外国人相談員（ちいきがいこくじんそうだんいん）	44
---------------------------	----

つ

通訳（つうやく）	20, 36
----------	--------

に

日本語教室（にほんごきょうしつ）	30, 40, 41, 45
妊娠（にんしん）	9, 10
認定こども園（にんていこどもえん）	14, 39

は

パスポート	6, 8, 45
ハローワーク	20, 21, 24, 45

ひ

病院（びょういん）	26, 27, 42, 43
-----------	----------------

ほ

保育所（ほいくしょ）	14, 38
翻訳（ほんやく）	26, 36

ま

マイナンバー 36, 37

よ

幼稚園（ようちえん） 14

予防接種（よぼうせっしゅ） 11, 12

り

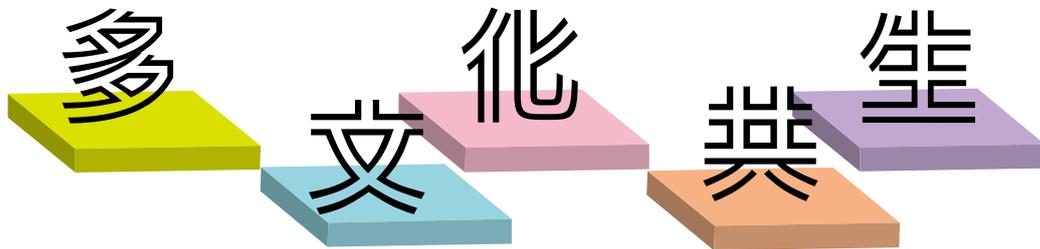
離婚（りこん） 2, 5, 15, 16, 17, 18, 38

ろ

労働基準監督署（ろうどうきじゅんかんとくしよ） 24, 25, 45

D

DV 20, 39, 45



がいこくじん

外国人そうだんQ&A

ねん がつはっこう

2022年3月発行

はっこう こうえきざいだんほうじん あきた けんこくさいこうりゅうきょうかい

発行 公益財団法人 秋田県国際交流協会



公益財団法人 秋田県国際交流協会

Akita International Association

〒010-0001

秋田市中通 2 丁目 3 番 8 号アトリオン 1 階

TEL 018-893-5499

FAX 018-825-2566

EMAIL aia@aiahome.or.jp

開館日 月曜日～金曜日、第 3 土曜日

9 : 00 ~ 17 : 45



aiahome.or.jp



akita_aia



aia.akita

